

静かな空

連絡先 742-2513 山口県大島郡周防大島町森 365 中尾久利 Tel+ Fax : 0820-78-1246



2011.3.13

← 福島第一原発が爆発

その時の新聞写真をみた吉井勝雄さん :

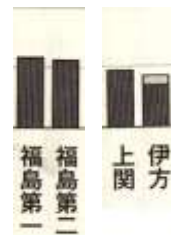
「こりゃ福島県は砂漠になるで！」

「福島第一原発は高さ 14 メートル以上の津波におそわれました」。

各原発の敷地の海拔の高さ 海拔 10m→

海拔 5m→

海拔 0m→



「東京電力が対策を講じていた津波の高さはたった 5.5 メートルです。”想定外だ” という嘘はやめさない」。

『FUKUSHIMA 福島原発メルトダウン』

広瀬隆著. 朝日新聞出版, 2011. p.37-40

あれから 10 年 **広島高裁** (2021 年 3 月 18 日)

伊方原発 3 号機の運転を差し止めた仮処分を不服とした

四国電力の異議をみとめ、運転差止めの仮処分を取り消す

裁判による救済の途を閉ざす前例のない不当判決。

「立証責任は住民側」という理不尽。

最大の問題点は、リスク評価に対して専門家同士の判断に意見の違いがある場合、裁判所が、専門的知見を有していない等の理由で、危険があることを具体的に立証する責任を住民側に負わせている点である。専門家の中で論争がある以上、具体的危険を立証することは不可能である。本件の決定は、事実上、民事差止めによる救済の途を閉ざしたのである。

裁判所には専門知識がないと述べながら、四国電力主張に加担する矛盾。

「裁判所には専門的知見がない」と述べながら、素人的知識を使って住民側主張の科学的根拠を無視している。

住民側に十分な反論の機会を与えず、主張や立証を厳しく制限し、「住民側は具体的危険の存在を立証できなかった」と判断したのは、当事者間の公平や裁判を受ける権利等の観点から大きな問題がある。

この裁判には、「運転差止決定」をした広島高裁抗告審（2020. 01.17）に関わった裁判官が2名（右陪席・左陪席）留任していたが、判決は真反対の決定を下したというのうなづけない。裁判長は新任である。

本件の決定は、抗告審決定と逆の思考態度であり、抗告審決定に関与した裁判官2人を含む合議体でこのような決定がなされたことは、奇異というほかになく「果たして合議が適切に行われたのか」と疑問を抱かざるを得ない。

最高裁に抗告せず

このような不当判決に対して、最高裁判所での是正を図るために、特別抗告、または許可抗告を申し立てることもできるが、今回の決定はあくまでも仮りの処分であり、本案訴訟（山口地裁岩国支部で進行中）でその誤りを正す途も十分に残されている。数々の事実誤認が存在する今回の決定の誤りを正す場としては、最高裁判所は必ずしも最適とはいえない。本案訴訟において勝訴判決を獲得するために、岩国地裁の訴訟に総ての力を傾注し、十分な立証と徹底審理を求め闘う所存であり、これこそが、原発運転を差し止める最善の道であると確信する。

「弁護団方針」（『伊方原発をとめる山口裁判の会通信』2号. 2021.5.17）の要旨 河本正道

最高裁 「爆音飛行差止め」を認めず

4月13日、最高裁判所は、米軍と自衛隊の軍用機の夜間・早朝の「爆音飛行の差止め」を求める住民の上告を拒否する決定を下しました。「米軍機の運用に国の支配が及ばないとする**第三者行為論**を採用し、飛行差止め請求を退けた」のです。『静かな空』2021年1月号に述べたように、現行の「日米地位協定」では、在日米軍は「日本国民の基本的人権」を守るべきとする「日本国憲法」の規定に従うことを義務づけられていないのです。

バイデン米大統領は、「米国をふたたび世界から尊敬される国にするために」と国民に約束して大統領選挙に当選しましたが、日本国民の基本的人権を守ることを在日米軍の義務と考えない現実を容認するのでは、「世界から尊敬されるアメリカ」となる日はまだ当分先のことでしょう。最高裁判所が米軍に、日本国民の基本的人権を守ることを命ずることができない日本国も、まだまだ隣国に尊敬される国にはなれないでしょう。

☆☆☆☆☆

2021年5月、西方長崎の方から協力金2000円いただきました。感謝！

文珠山の春

岩国から他地へ転勤するという新聞記者が、転勤までに一度文珠山へ上ってみたいというので、寒さとコロナで山登りをひかえていた戸村さんも腰をあげ、3人で陽光あふれる文珠山へ登りました。

(写真と解説文は「行動の写真集」3月18日から)



8:45 山頂に着いて車を出るといきなり、米軍チャーター民間輸送機 オムニ・エアー・インターナショナル ボーイング767が見えました。

10:07 それから1時間22分、米海軍艦載機 F/A-18E スーパーホーネット 戦闘攻撃機 (岩国基地)、1機目が見えました。機体番号は、200番台のようですが、ハッキリ見えません。



10:10 米海軍艦載機 EA-18G グラウラー 電子戦機 (岩国基地)、NF、504番機

10:15 米海軍艦載機 F/A-18E スーパーホーネット 戦闘攻撃機 (岩国基地)、2機目



10:17 米海軍艦載機 F/A-18E スーパーホーネット 戦闘攻撃機 (岩国基地)、3機目

艦載機 F/A-18E スーパーホーネット 戦闘攻撃機 (岩国基地)、4機目は 機体番号、読めます。201番機



10:23 米海兵隊 UC-12F 輸送機 (岩国基地)



10:26 米海軍艦載機 F/A-18E スーパーホーネット 戦闘攻撃機 (岩国基地)、NF、5機目、6機目

10:28 米海軍艦載機 F/A-18E スーパーホーネット 戦闘攻撃機 (岩国基地)、NF、9機目、10機目の2機編隊



10:29 米海軍艦載機 F/A-18F スーパーホーネット 戦闘攻撃機 (岩国基地)、NF、100番機、110番機、116番機の3機編隊

10:33 米海軍艦載機 F/A-18E スーパーホーネット 戦闘攻撃機 (岩国基地)、NF、300番機、304番機、306番機



10:34 米海軍艦載機 F/A-18E スーパーホーネット 戦闘攻撃機 (岩国基地)、NF406番機

10:43 米海軍艦載機 F/A-18E スーパーホーネット 戦闘攻撃機 (岩国基地)、11機目、12機目の2機編隊





12:09 米海兵隊 F-35B ライトニングII 戦闘機 (岩国基地)、VK? 番機、DT 01 番機、02 番機、0V? 番機の4機編隊



12:17 米空軍 F-22A ラプター 戦闘機、HH、1機目、2機目



12:19 米空軍 F-22A ラプター 戦闘機、HH、3機目



12:48 米海兵隊 UC-12W ヒューロン 軽輸送機 (岩国基地)



12:50 米海兵隊 KC-130J 空中給油機 スーパーハーキュリーズ (岩国基地 9632 番機)



14:23 海上自衛隊 UP-3D 電子戦訓練支援機 (岩国基地) 9162 番機

山上は風があり、飛行機は来ない。戸村さん(左)と記者(右)は岩国基地方向に目をこらしましたが、快晴なのに岩国基地には春がすみと黄砂のレースがかかって、藤生の火力発電所のエントツがかろうじて確認できる程度。約1時間であきらめて下山すると、防衛省の爆音測定器がつけてある三蒲小学校付近で2機続けて轟音立てて飛んできました。記者は「かすんだ寒空も良い思い出になりそう」と。山上に一人とどまった戸村さん



は、相つぐ米軍機の来襲で大忙しだったとのこと。決して大島上空の飛行が少なくなったわけではありませんでした。

ちなみに 2016 年度（艦載機移駐前）、2018 年度（移駐後）、2020 年度の、爆音飛行（国の基準＝70 デシベル以上、5 秒以上の飛行）の回数を比較すると、次の通りです。

	三蒲小学校	大島中学校	由宇千鳥が丘病院	岩国三笠町
2016	1,298	測定装置なし	1,309	1,915
2018	2,886	1,574	2,686	4,140
2020	2,485	1,494	3,324	6,106

（三蒲小は測定不能だった 2021 年 3 月 3～8 日のデータが加算されていない）
とくに今年 3 月は各地とも、艦載機移駐以後、月間の爆音飛行回数が最多でした。三蒲小 387 回、大島中 275 回、千鳥が丘 575 回、三笠町 1186 回飛行。

岩国市・柳井市・周防大島町・和木町 広島県・広島市・廿日市市

岩国基地での FCLP と CQ を拒絶

中国四国防衛局は、5 月 5 日～15 日、硫黄島で FCLP（着艦離陸の訓練飛行）を実施することを岩国市と山口県に通告した。米軍は、天候により硫黄島での訓練ができない場合は、岩国基地で実施することもありうるとしているが、岩国市、柳井市、周防大島町と山口県は、岩国基地では行わず、洋上で実施するよう防衛省に申入れ、広島県、広島市、廿日市市も岩国での FCLP 実施を容認しないことを申し入れた（中国 2021.5.5）。瀬戸内ネットも 5 月 7 日、同趣旨の「要望書」を防衛大臣あてに提出した。

FCLP と CQ（事前テスト）は、基地の滑走路を航空母艦に見立てて、離着陸連続で飛行するタッチアンドゴーを、長時間にわたってくりかえす訓練飛行で、周辺住民の爆音被害が大きく、岩国市自治会連合が反対し、瀬戸内ネットも繰り返し抗議した。2019 年 5 月の硫黄島の FCLP の際も、山口県と基地周辺自治体、および広島県と 4 市が岩国基地での FCLP に反対、瀬戸内ネットも FCLP と CQ の中止を要望した（各紙 2019.5.9；5.16）。

「日米地位協定」の論点 (2)

在日米軍基地

「米軍が希望すれば、日本全国どこでも基地にできるというのは本当ですか？ それは悲しいことですが、本当です」(『本当は憲法より大切な日米地位協定入門』前泊博盛著、創元社、2013. p.155)

「どこを米軍基地として提供するかは、地位協定には書かれていません。日米両国政府の代表者が出席する日米合同委員会で、どこを基地として提供し、それをどのような条件で使用するかを定めることができることになってます(第2条)。したがって国会で審議して承認を得る必要もありません」。(『日米地位協定：基地被害者からの告発』新垣勉、海老原大祐、村上有慶、岩波書店、2001。(岩波ブックレット；No.554) . p.20-21)

1945年、第二次世界大戦が終って日本が無条件降伏すると、連合軍は日本全土を占領し、全く自由に、自分達の基地として使用することになりました。この時日本人は子どもにいたるまで、「鬼畜米英」が日本国民に虐待の限りを尽くす日々を予想しました。全国が戦勝国の軍の基地として使われることは、史上あらゆる敗戦国に共通する宿命でしょう。

終戦まで、沖縄の宜野湾市は「いくつかの泉があり、それらを水源に畑作が営まれており、なだらかな小山が続いている丘陵地で広大なサトウキビ畑やサツマイモ畑が広がる村でした」(インターネットによる)。戦争末期に進駐してきた米軍は、そこに居住している住民を追い払って、軍用機の滑走路をつくり、それが既得権利となってどんどん拡張され、今見るような、常識で考えられない危険な普天間基地ができました。

戦時中、岩国の海軍基地では「東から西」へと着陸し、「山から海へと」離陸していました(「岩国爆音訴訟への道なり」藤川俊雄、2016)。つまり、飛行機は東側の海上から西方向に飛んで滑走路へ着陸し、西側の滑走路から東側の海上へ向かって離陸したので、飛行機が住宅地帯の上空を飛行することはなかったのです。終戦前日、岩国の海軍航空隊飛行場と岩国駅周辺は米軍機の爆撃で壊滅しました。

岩国に進駐した占領軍は滑走路の方向を90度回転し、「現在の南北の方向に延長1,195メートルの滑走路が新たに建設された」。そのため岩国基地の南北につらなる沿岸居住地帯や厳島や大島郡がすべて爆音にさらされることになりました(『基地イワクニの行政法問題』本田博利、2012. p.2)。今いうタッチアンドゴー離着陸ができる空港としたのでしょう。この時の滑走路移設工事で大量の土砂が掘り取られたために、1950年9月のキジア台風で錦帯橋が流失したともいわれます。

翌1951年、サンフランシスコ講和条約が締結されると、ようやく日本は「独立国」の地位を回復したということにはなりましたが、同時に締結された「日米安全保障条約」第6条に「アメリカ合衆国は、その陸軍、空軍および海軍が日本国において基地を使用することを許される」と明記されたため、日本国民の独立が認められるどころか、米軍が日本全国、どこでも自由に米軍基地として使用できた敗戦国日本の現実が、そのまま制度に定着されてしまったのです。

滑走路移設によって、米軍機の離着陸コースの真下に位置することになった帝人岩国工場の高さ50メートルのエントツが、飛行の邪魔になるとのことで、1954年にその切断が命じられました。このため帝人は松山や三原に工場を移転せざるをえなくなり、それとと

もに、往年にぎわった「人絹町」は姿を消しました。米軍は日本国中どこでも米軍基地にすることができるとする「安保条約」があるので、日本の企業は米軍の命令に従うしかありませんでした。この「日米安全保障条約第6条の規定に従い」、米軍が日本領土内の「施設及び区域」（一般に「基地」とよばれるもの）を利用する権利を保障してやるために締結されたのが「日米地位協定」です。

日米地位協定は、米軍「基地」の設置について第2条に規定しています。

「日米地位協定」第2条1(a)

合衆国は、相互協力及び安全保障条約第六条の規定に基づき、日本国内の施設及び区域の使用を許される。個々の施設及び区域に関する協定は、第二十五条に定める合同委員会を通じて両政府が締結しなければならない。「施設及び区域」には当該施設及び区域の運営に必要な現存の設備、備品および定着物を含む。

この規定にたいして、「提言」は次のアンダラインの部分を加えることを求めました。

「提言」1(a)

合衆国は、相互協力及び安全保障条約第六条の規定に基づき、日本国民の自然、社会、文化的環境を侵害しないかぎりで、日本国内の施設及び区域の使用を許される。（以下は現協定と同文）

追加 1(b) 基地（以下「施設及び区域」と同義で使用する）の立地条件は、滑走路に離着陸する飛行コースの下、およびその周辺地区内に居住地、学校、病院、工場がない場所とする。滑走路などの敷設のために、自然環境の破壊を生ずるような埋立をしてはならない。（協定第2条1(b)は、提言第2条1(c)に移る）

安保条約の「日本国において基地を使用することを許される」という規定のために、日本政府は米軍に基地の返還を求めることも、岩国の沖合や辺野古の海を埋め立てて滑走路を新設することも拒否できないのです。「無条件降伏」の延長です。地域住民や自治体が異議を唱えても、国は、岩国市役所建設資金の交付を停止したり、巨額の交付金で誘導したり、国家権力を使って辺野古埋立を強行するなどの権力行使により、自治体の言い分をねじ伏せることができます。つまり問題は、日米両政府の力関係ではなく、日本の政府と自治体・住民の間の力関係にあるのです。そこで瀬戸内ネットの「提言」は、第2条1(a)に「日本国民の自然、社会、文化的環境を侵害しない」という条件を追加し、米軍と日本政府に「日本国民の生活環境を侵害しない」ことを義務づけたのです。

しかし基地の存在が「環境を侵害する」のかどうかをめぐって議論が生ずると面倒になります。岩国市は「外来機の飛来や訓練の是非を論じる立場にない」と言って逃げます（中国 2021.3.23）。そこで第2条1(b)に、滑走路の近くに居住地、学校、病院、工場がないこと、自然環境を破壊する埋立てをしないという具体的な条件をつけたのです。これなら爆音裁判で「違法がある」と判決したら、裁判所は日本自衛隊に飛行禁止を命じたと同様、米軍機飛行の差止めを命じ、基地の改造や移転を命ずることができます。「日本国憲法」第98条②が「国際法規はこれを誠実に遵守する」と規定しているので、米軍の飛行を停止させ、基地移転を求めることが可能になるのです。

日米地位協定は、米軍が安心して日本に滞在できるとともに、日本国民が安心して平和に幸せに暮らせることを保障する協定でなければならないのです。

河井弘志